

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和8年10月19日

香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者
香取広域市町村圏事務組合副管理者

岩間利雄

香取広域市町村圏事務組合条例第4号

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例(昭和56年香取広域市町村圏事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中緊急援助隊出動手当の項を次のように改める。

災害対応業務手当	消 防 組 織 法 (昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての出動又は千葉県広域消防相互応援協定(平成4年4月1日協定)第2条第2項に基づく出動	下記以外の災害に従事したとき	日額 1,120円
		大規模災害に従事したとき	日額 1,440円
		大規模災害、かつ危険区域において従事したとき	日額 2,880円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 **10**月 **19**日

香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者

香取広域市町村圏事務組合副管理者

岩田利雄

香取広域市町村圏事務組合条例第5号

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成18年香取広域市町村圏事務組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。